

中小企業金融の現状

平成15年5月

中小企業庁 調査室

目次とサマリー

中小企業の借入れの現状

1. 中小企業金融の特性 2
中小企業の資金調達は借入れに依存している
2. 中小企業の銀行借入れ 5
中小企業の銀行借入れは大企業と比べると、貸し渋りに遭いやすく、条件も厳しい
3. リレーションシップバンキング 11
メインバンクとの長期継続的な取引関係は資金調達を有利にする

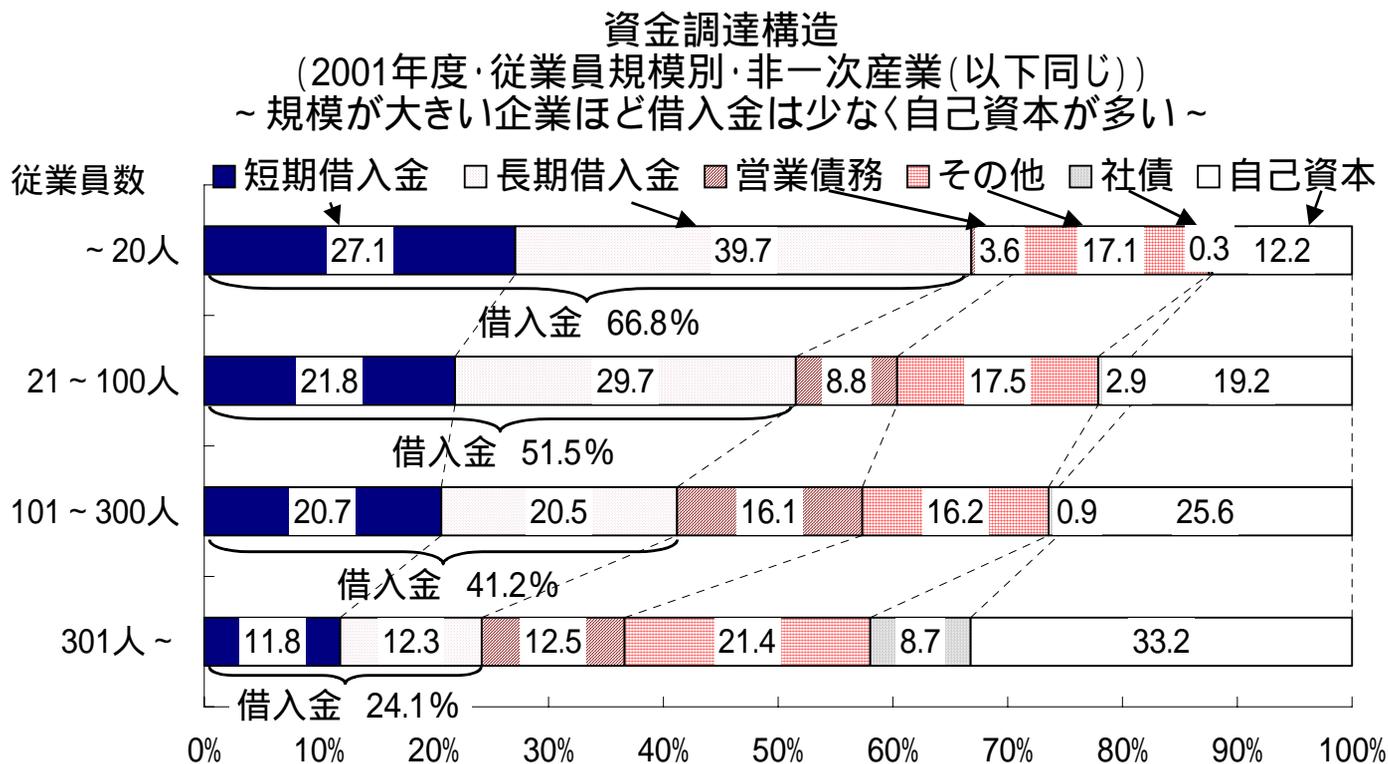
中小企業金融の多様化へ向けたトピックス

1. 直接金融 18
中小企業において直接金融は普及していない
2. ミドルリスクミドルリターン市場 24
現状では、ミドルリスクミドルリターン市場が不在
3. 中小企業金融におけるノンバンク 26
中小企業金融におけるノンバンクの利用度合いはまだまだ低い
4. 再生・再起における資金調達 28
再生・再起における資金調達について、金融機関の対応は遅れている

1. 中小企業金融の特性

中小企業の資金調達構造

中小企業の資金調達は借入金に依存しており、自己資本は少ない。
 わが国の中小企業の自己資本比率の低さは、アメリカの資産規模500万ドル以下の中小企業の自己資本比率46.0%と比べてみても、かなり少なくなっており、借入れの円滑化とともに、自己資本の充実が大きな課題である。



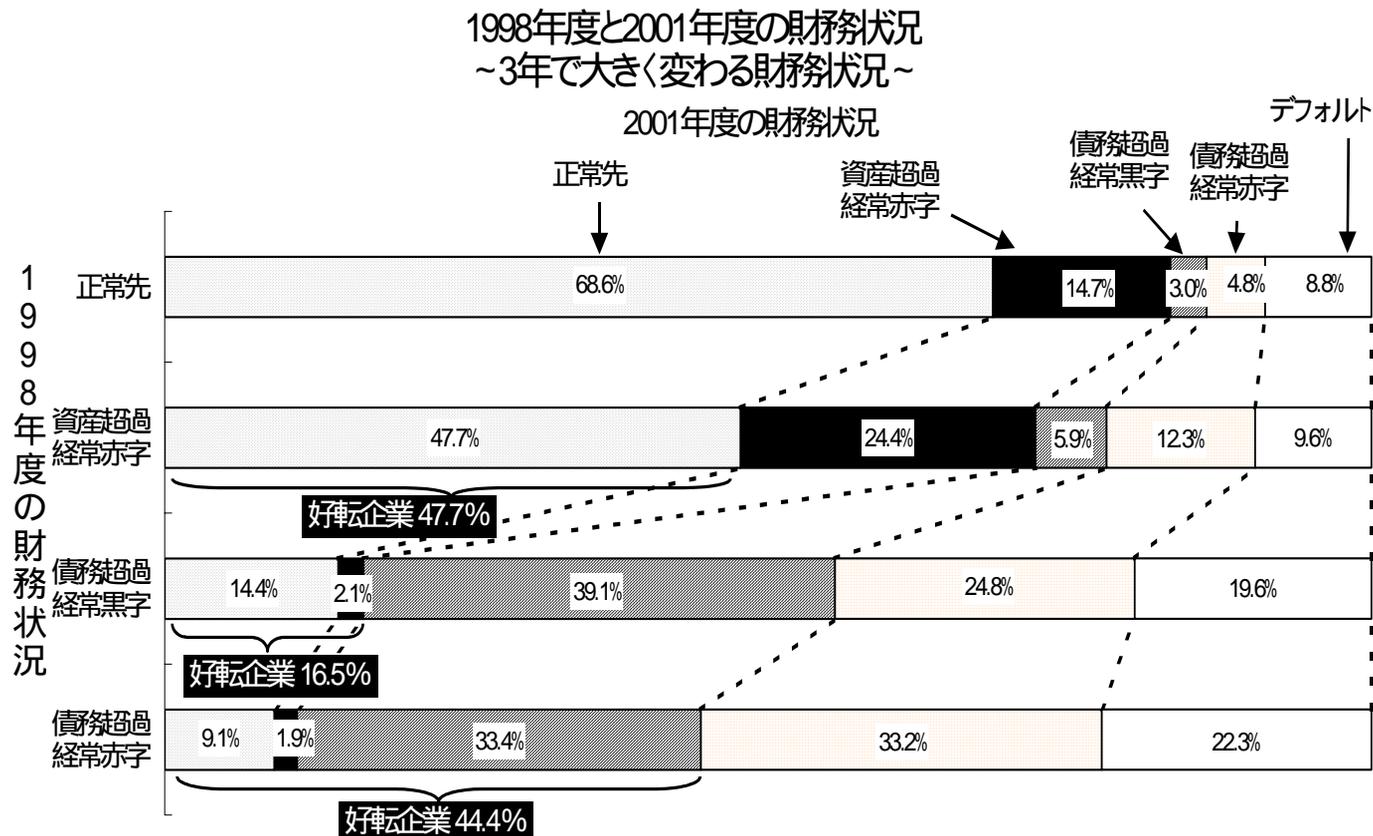
資料: 財務省「法人企業統計年報」(2001年度)再編加工

1. 各項目の構成比率は分母を負債 + 資本 + 割引手形残高として算出。
2. 営業債務(企業間信用)は支払手形 + 買掛金、その他は割引手形残高及び引当金等の残高。

変わる中小企業の財務状況

中小企業の財務状況は激しく変化。98年当時に債務超過経常赤字企業のうち、3年後に好転している企業は約半数存在し、足下の財務状況だけでは、中小企業の実力は分からない。

中小企業金融において、財務・債権保全に加え、事業に注目した資金供給が望まれる。

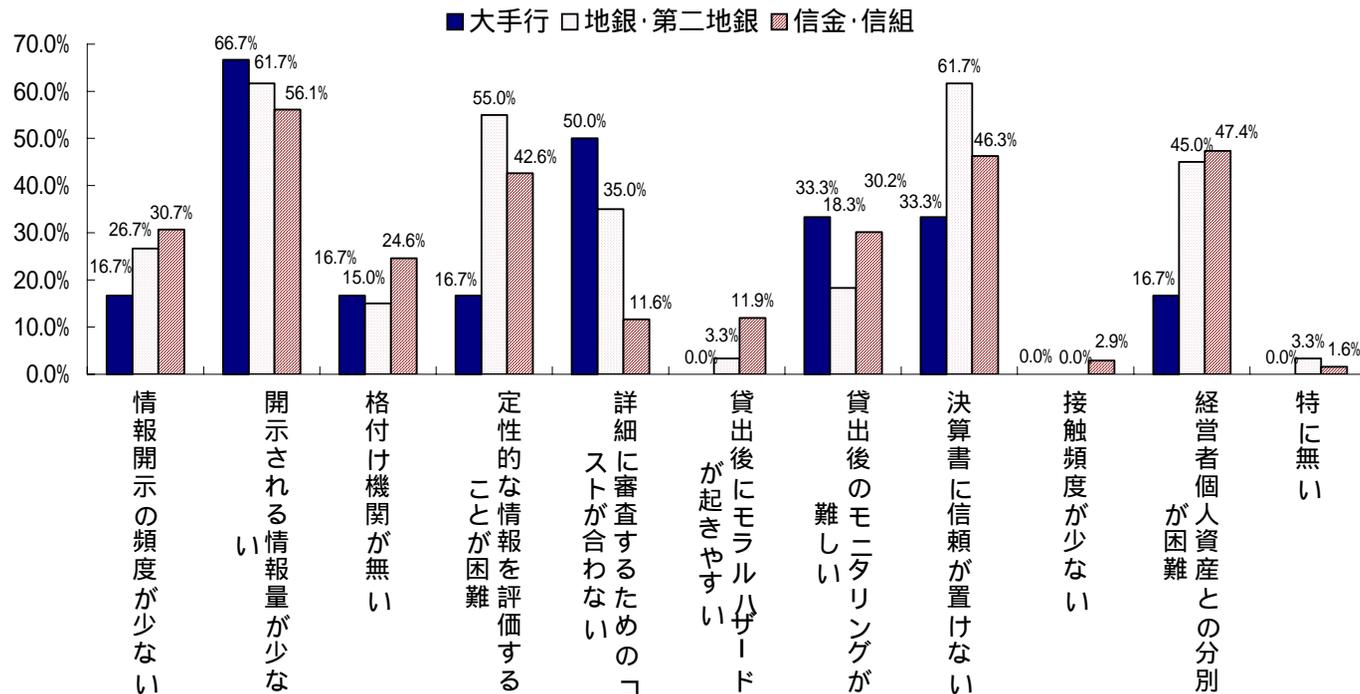


資料: 中小企業信用リスク情報データベース(1998年度、2001年度及びデフォルト有無のデータがある251,490社を対象とした。)

中小企業向け貸出しの難しさ

中小企業の信用リスクを把握する上で問題は無いとする金融機関は、ほとんど無く、中小企業向け貸出しの難しさがうかがえる。その問題点としては「開示される情報量が少ない」、「決算書に信頼が置けない」という項目が目立つ。このような結果、中小企業金融においては「情報の非対称性」が発生していることが予想される。

中小企業の信用リスク把握の際の問題点（銀行業態別）
～ 中小企業金融において存在する情報の非対称性～

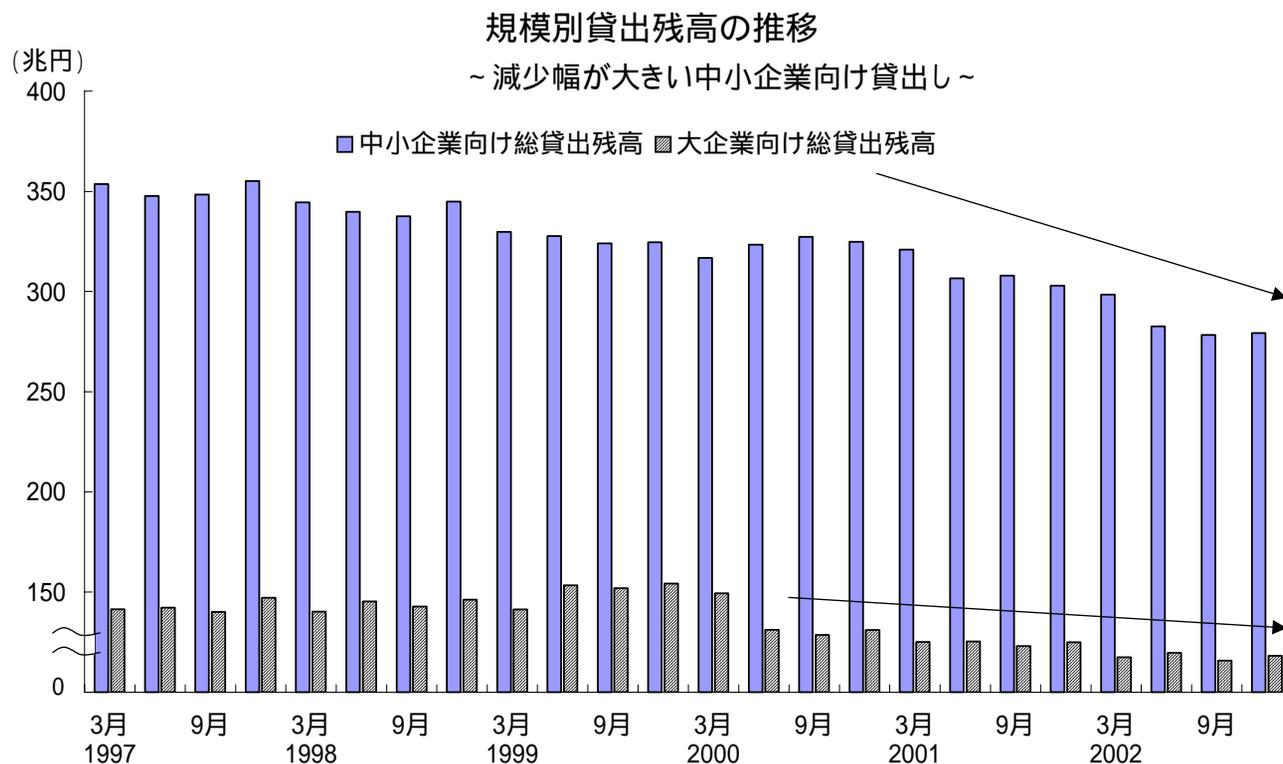


資料：(社)中小企業研究所「中小企業向け貸出の実態調査」(2003年1月)

2. 中小企業の銀行借入れ 減少する中小企業向け貸出し

大企業向けの貸出残高と比べて、中小企業向けの貸出残高は急速に減少している。

2000年6月から中小企業の定義を拡大している



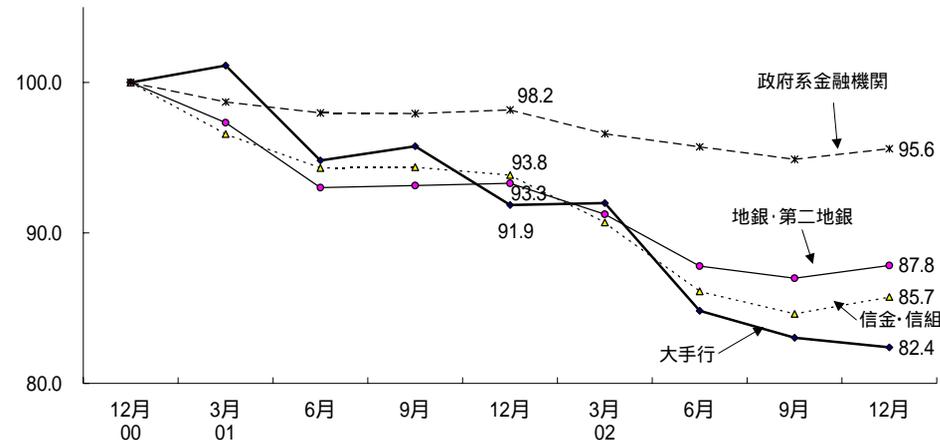
資料: 日本銀行「金融経済統計月報」、中小企業庁「中小企業調査月報」

中小企業向け貸出減少の原因

中小企業向け貸出残高の推移を金融機関の業態別に見ると、大手行が20%近く減少させている上に、資金需要が増す年末にも貸出残高を減少させている。一方、政府系金融機関の貸出残高は堅調に推移しているが、この原因はセーフティネット貸付が増加していることにもあると考えられる。

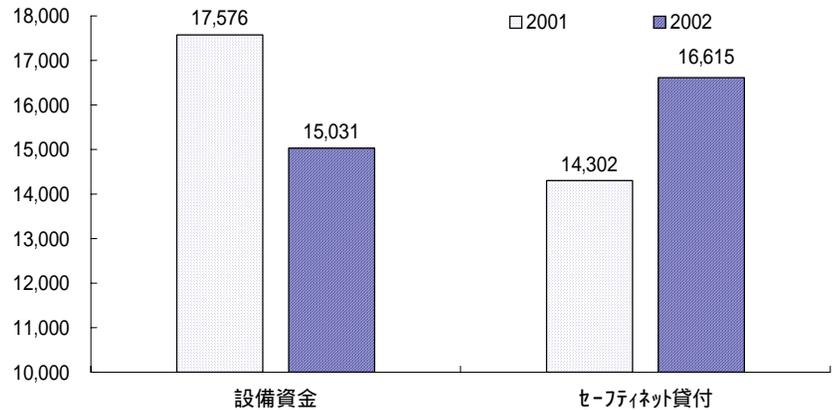
2000年12月末
残高を100

中小企業向け貸出残高の推移(業態別)
～大手行の貸出残高が大きく減少～



政府系金融機関の種類別貸付の推移

(億円) ～設備資金貸付は減少しているものの、セーフティネット貸付が増大～

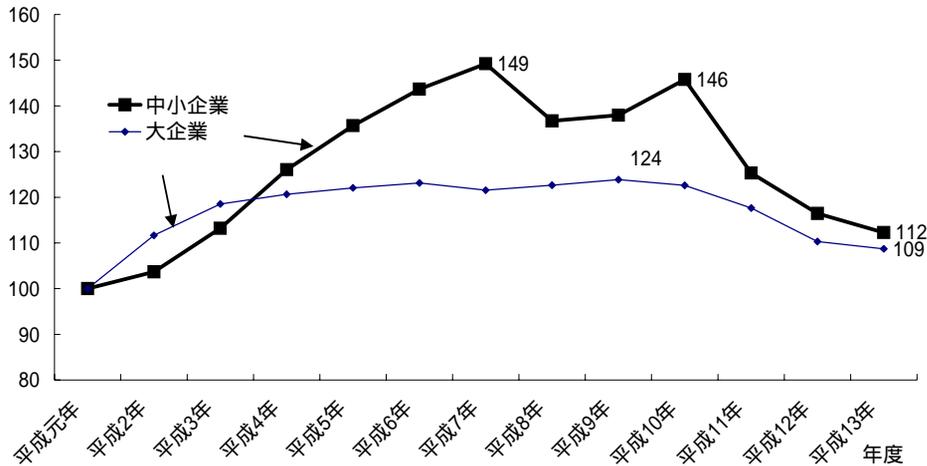


資料: 中小企業庁調べ
 (注) 1. 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫(長期貸出のみ)、国民生活金融公庫の設備資金貸付額とセーフティネット貸付の推移。
 2. セーフティネット貸付とは、取引先企業や金融機関の破綻等に直面している中小企業に円滑に資金供給を行うための貸付制度であり、平成12年12月に創設。

企業の借入れ方針

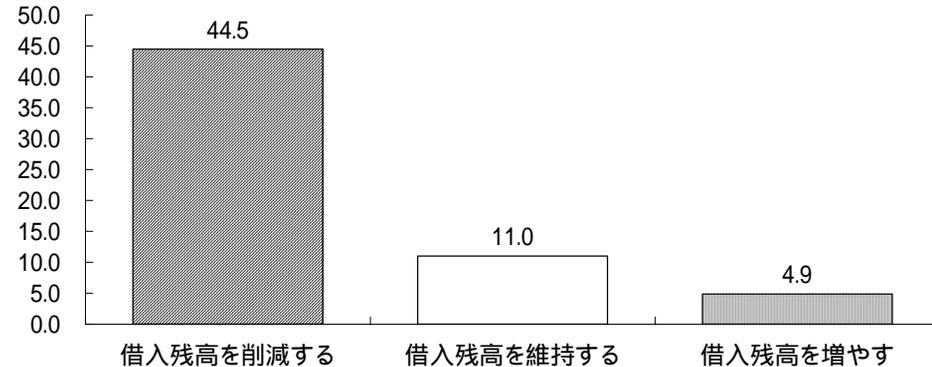
中小企業の有利子負債の推移を見てみると、平成7年をピークに減少傾向にある。実際に、企業へのアンケートによると、半数近くの企業が借入残高を削減すると回答している。

有利子負債の推移 (平成元年度を100)



企業の今後1年間の借入方針
~ 半数近くの企業が借入残高を削減すると回答 ~

回答企業の
構成比 (%)



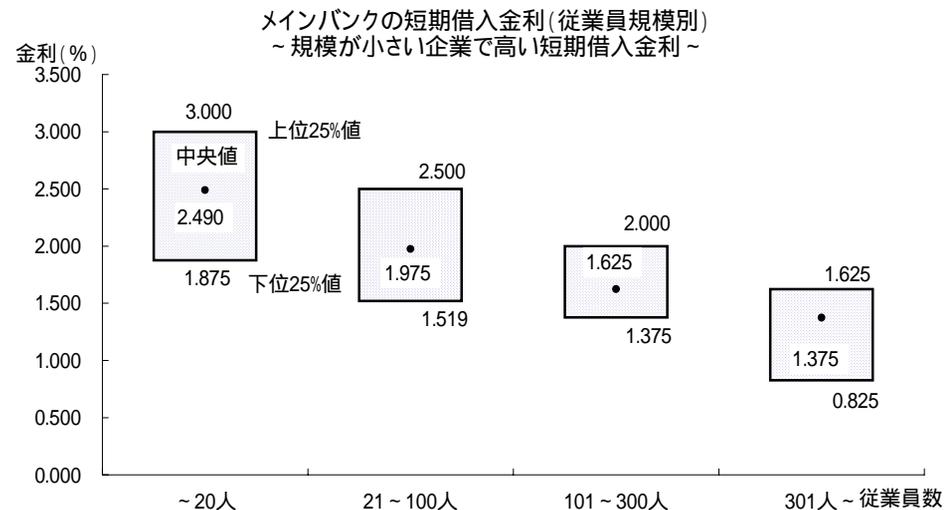
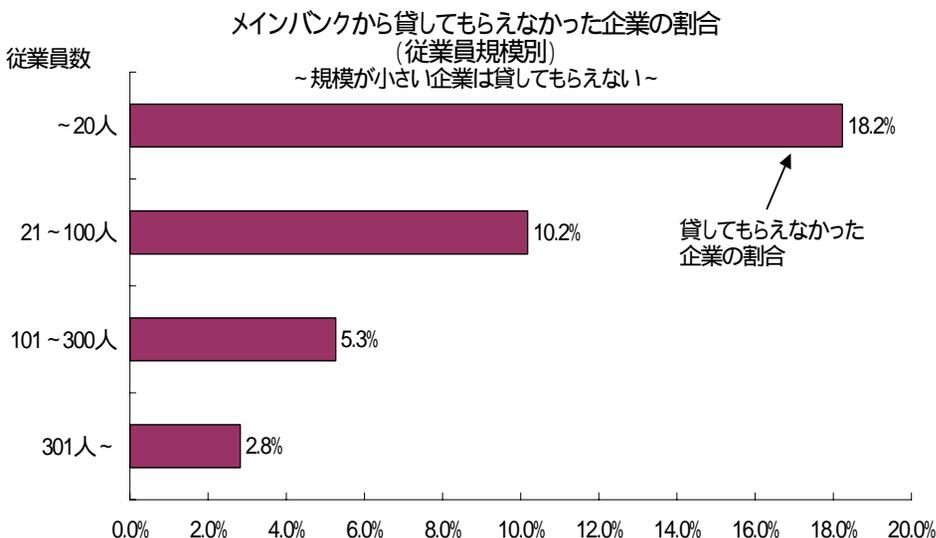
資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
(注) 「状況に応じて柔軟に対応する」と回答した企業は39.7%

資料: 財務省「法人企業統計年報」
(注) 中小企業は1億円未満、大企業は資本金1億円以上の法人企業を指す。

不利条件下にある中小企業の借入れ

中小企業の資金調達は借入れに依存しているが、その借入れは大企業と比べて円滑ではない。下の図にある通り、中小企業は貸し渋りに遭うことが多い。また、高い金利での借入れを余儀なくされている。

このように中小企業の借入れが不利となるのは、中小企業金融においては、貸出額が大企業に比べて小さく、審査のコストや貸出後のモニタリングにコストがかかるため、貸し手が借り手の情報量が不足するという「情報の非対称性」が存在するからである。そのため、金融機関はリスクが不確かな中小企業への貸出しを控えたり、条件を厳しくして対応している。



資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

(注) ここでいう「貸してもらえなかった企業」とは、アンケートにおいて、「最近1年間のメインバンクへの借入れ申込みについて、最も多かった対応はどうか」という問いに対して、「申込みを拒絶・減額」と回答した企業を指す。

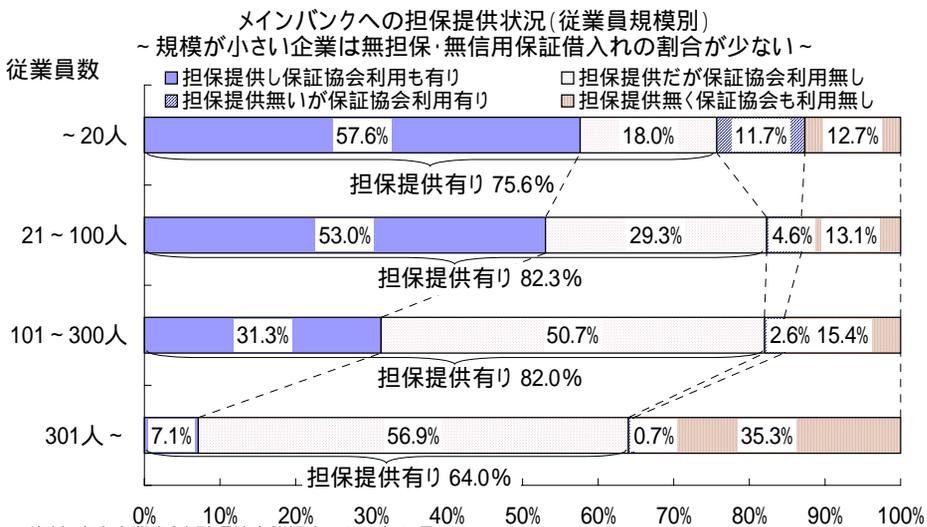
資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

(注) 1.2002年10月末時点でのメインバンクからの短期借入金金利を指す。
2.10月末時点で短期借入れがない場合は直近の短期金利を用いた。また、短期借入金金利が複数ある場合は最も高い短期金利を用いた。
3.2002年10月末時点における、最も多くの都市銀行が採用した短期プライムレートは1.375%である。

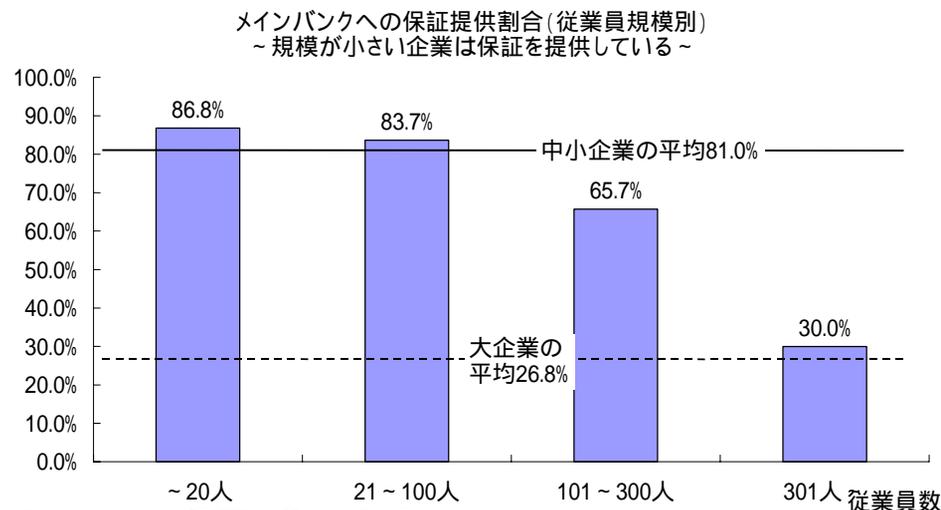
担保や個人保証に依存した借入れ

中小企業の借入れは、金利が高いだけでなく、担保や信用保証協会を利用
しての借入れが多い。

また、ほとんどの企業が保証を提供している。したがって、中小企業金融の
特徴として、担保（信用保証協会保証）や保証に依存をしていると言うことが
できる。



資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
(注) 借入れがある企業のみ集計した。



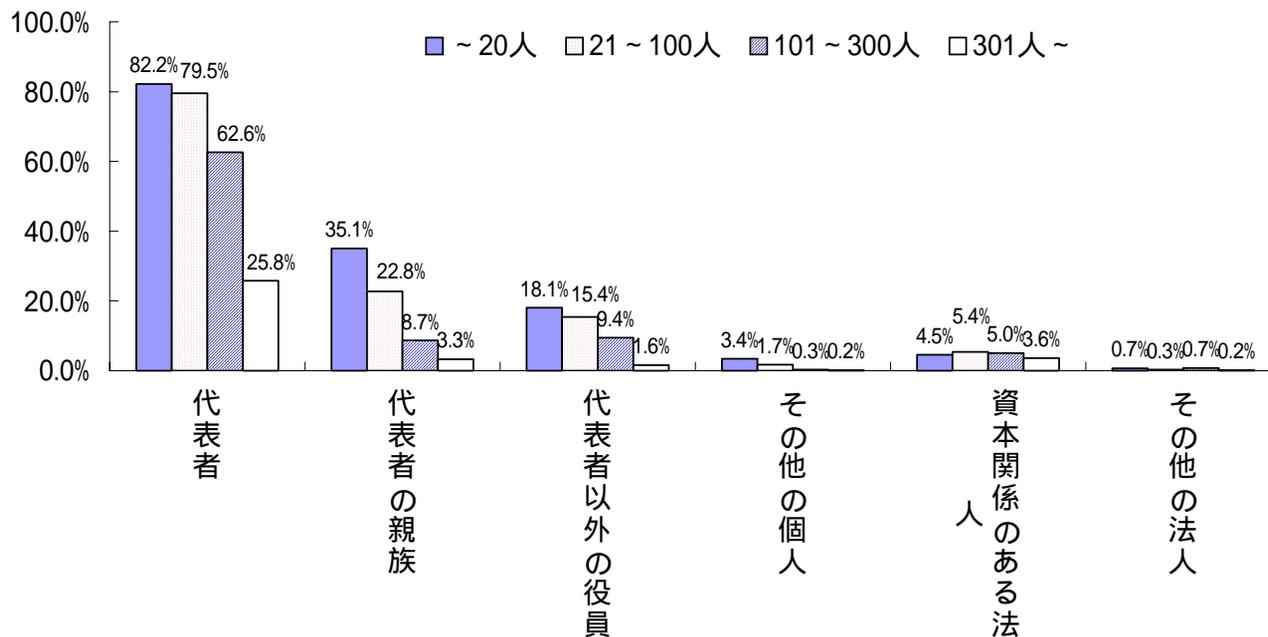
資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

(注) 1.借入れがある企業のみ集計した。
2.中小企業・大企業の定義については、中小企業基本法に従っている。

保証人の種類

中小企業において、ほとんどの企業が代表者の保証を提供している。次いで「代表者の親族」、「代表者以外の役員」が多い。

メインバンクへ提供している保証人の種類(従業員規模別)
～規模が小さい企業は代表者個人保証を提供していることが多い～



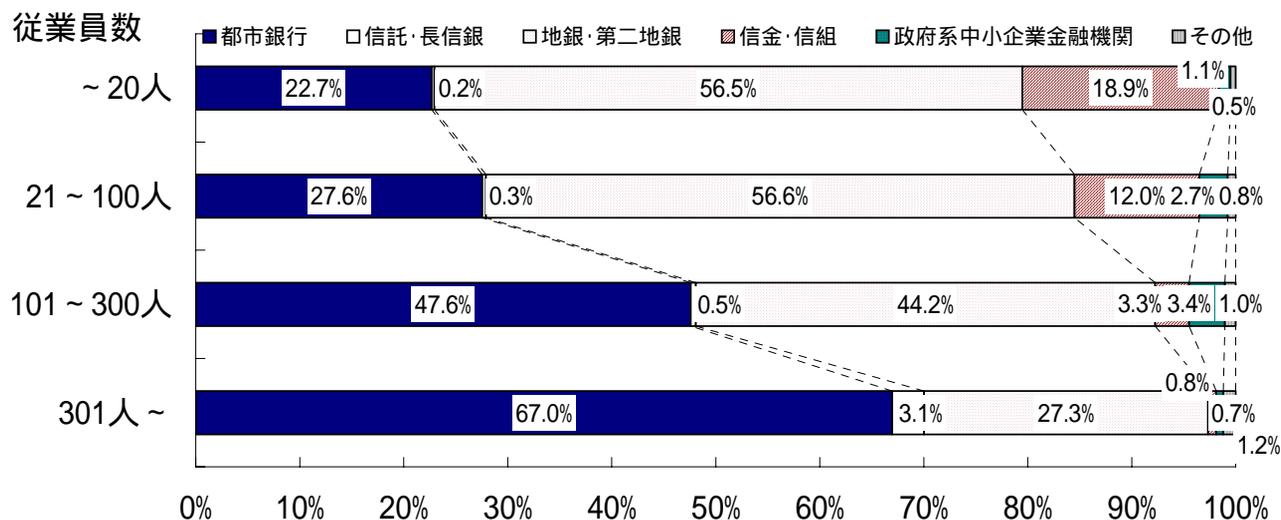
資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
(注) 借入れが有る企業のみ集計した。

3. リレーションシップバンキング

地域金融機関をメインバンクとしている中小企業

中小企業の多くは地銀・第二地銀や信金・信組などの地域金融機関をメインバンクとしている。また、規模が大きくなるにつれて、都市銀行をメインバンクとする企業が増加する。中小企業金融においては、地域金融機関が重要な役割を果たしていることが分かる。

メインバンクの業態(従業員規模別)
～規模が小さい企業は地域金融機関をメインバンクとしている～

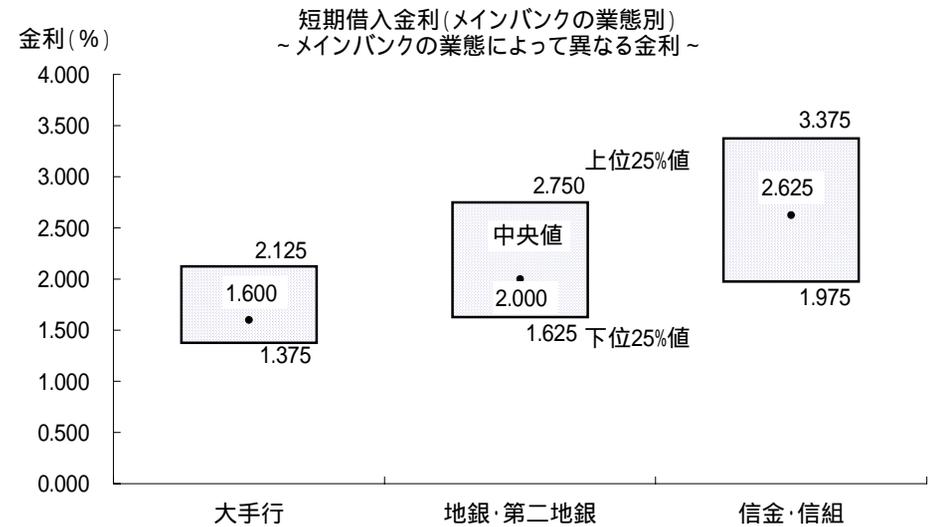
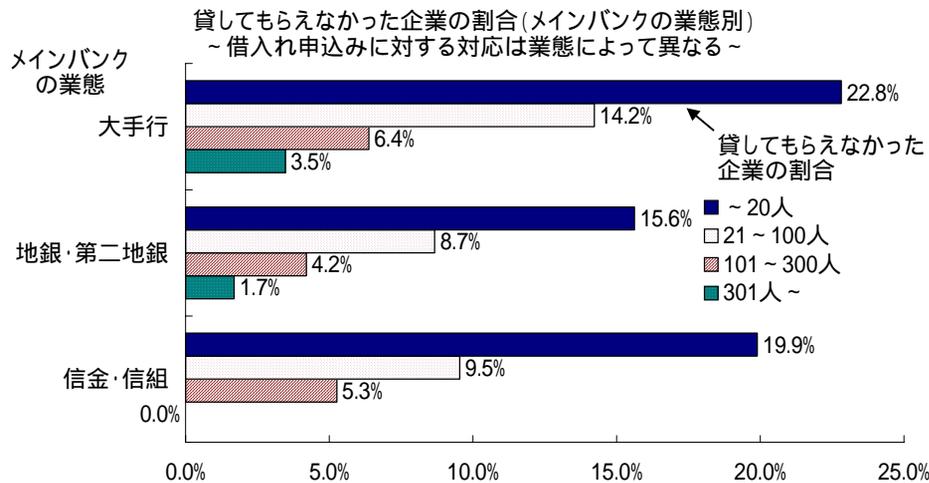


資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

- (注) 1.ここでは借入残高シェアの大小等に関わらず、その企業がメインバンクと認識している銀行をメインバンクとした。
 2.長期信用銀行とは、新生銀行、あおぞら銀行を指す。
 3.地銀・第二地銀とは地方銀行及び第二地方銀行、信金・信組とは信用金庫、信用組合を指す。
 4.政府系中小企業金融機関とは、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫を指す。

メインバンクによって異なる借入れ

総じて、メインバンクが大手行の場合は貸し渋りに遭うことは多いが、金利は低い。一方、メインバンクが地域金融機関の場合は、その逆となっている。



資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

(注) 1. 大手行とは、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地銀・第二地銀とは地方銀行及び第二地方銀行、信金・信組とは信用金庫、信用組合を指す。

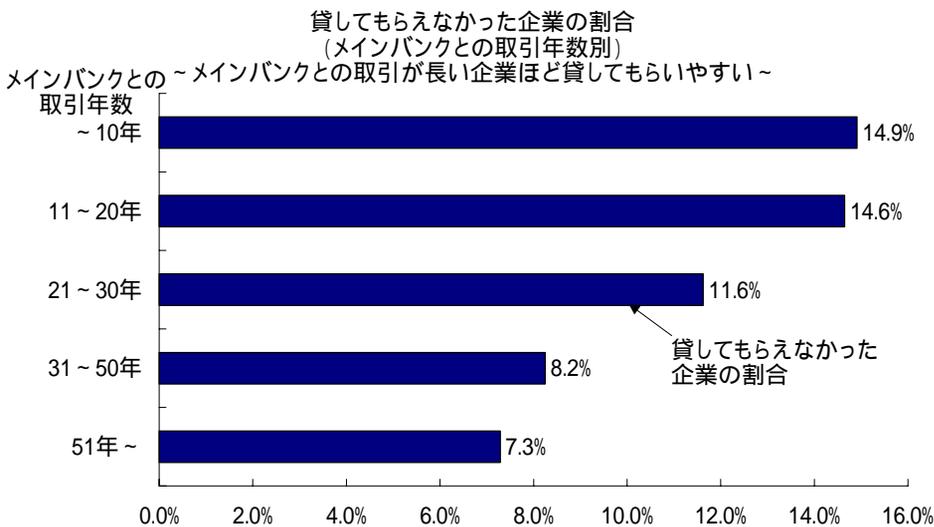
資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

メインバンクの業態

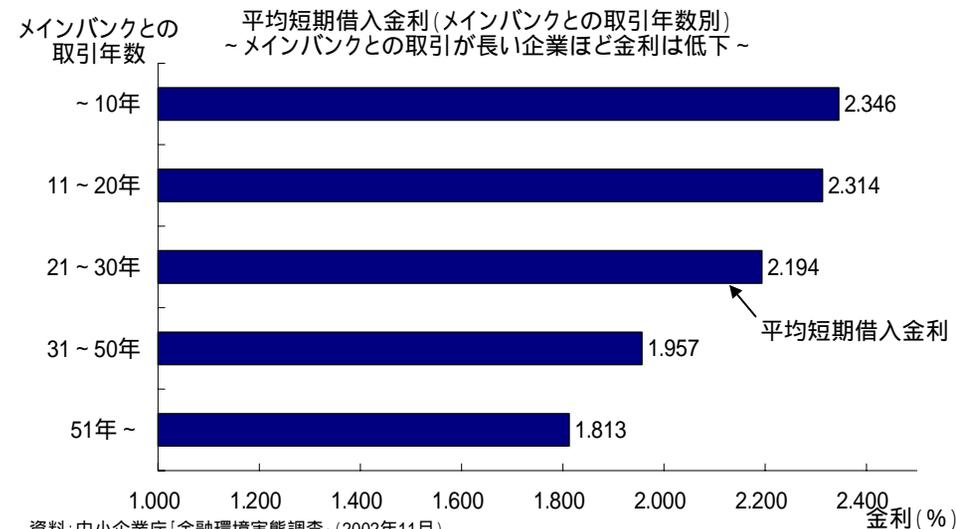
メインバンクとの取引年数と貸し渋りとの関係

メインバンクとの取引年数が長ければ長いほど、貸し渋りに遭うことは少なく、金利は低くなる。

これは、長年の取引を通して、財務情報のみならず、数字に表されにくい定性的な企業の情報までもが銀行に蓄積されることによって、情報の非対象性が緩和されるからである。



資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

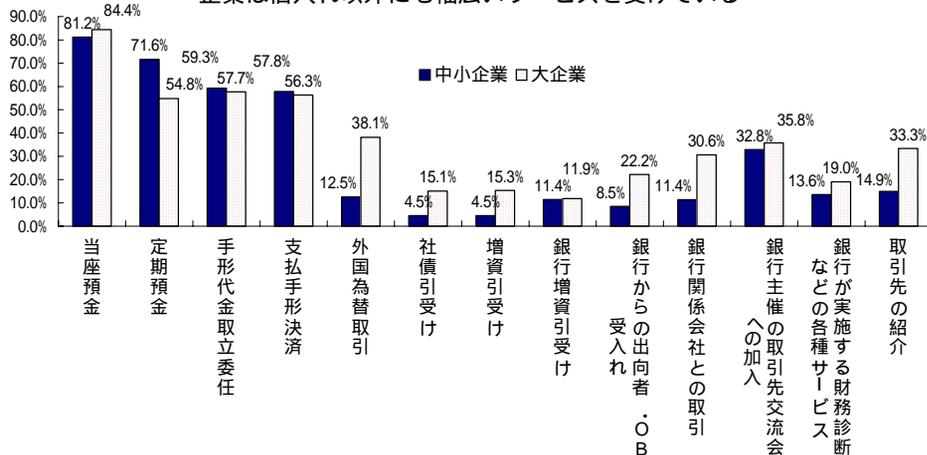


資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

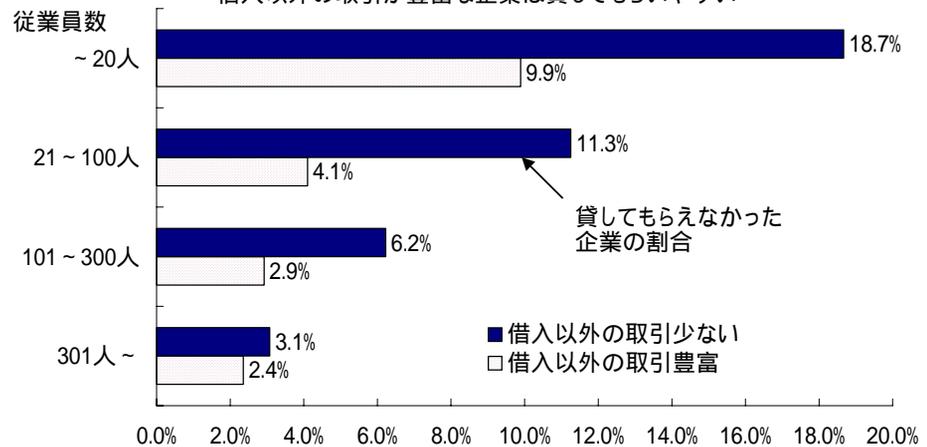
借入以外の取引と貸し渋り

中小企業といえども借入れ以外に、メインバンクから幅広いサービスを受けている。そして、多数のサービスを受けている企業は貸し渋りに遭うことが少ない。これは借入れ以外のサービスを通じて、金融機関は企業の情報を入手することができるからだと考えられる。

メインバンクとの借入れ以外の取引状況
～ 企業は借入れ以外にも幅広いサービスを受けている～



貸してもらえなかった企業の割合 (借入れ以外の取引別)
～ 借入れ以外の取引が豊富な企業は貸してもらいやすい～

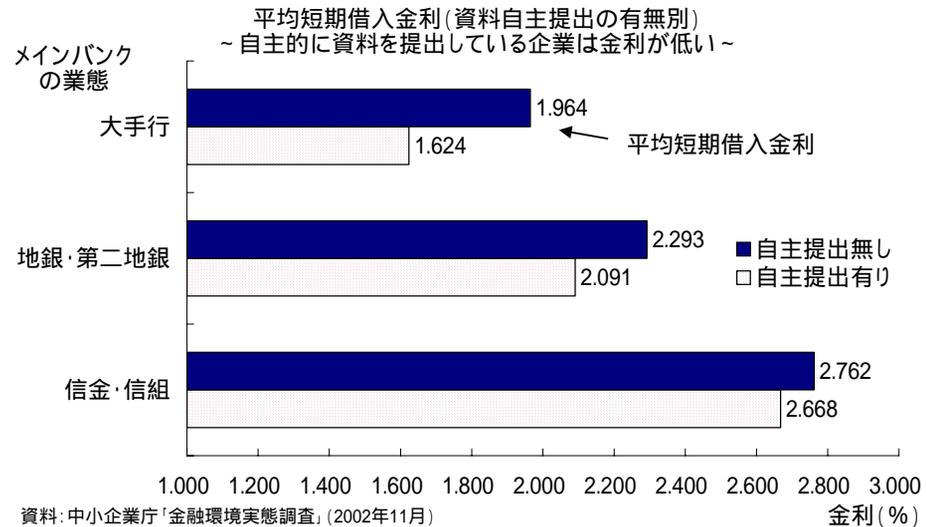
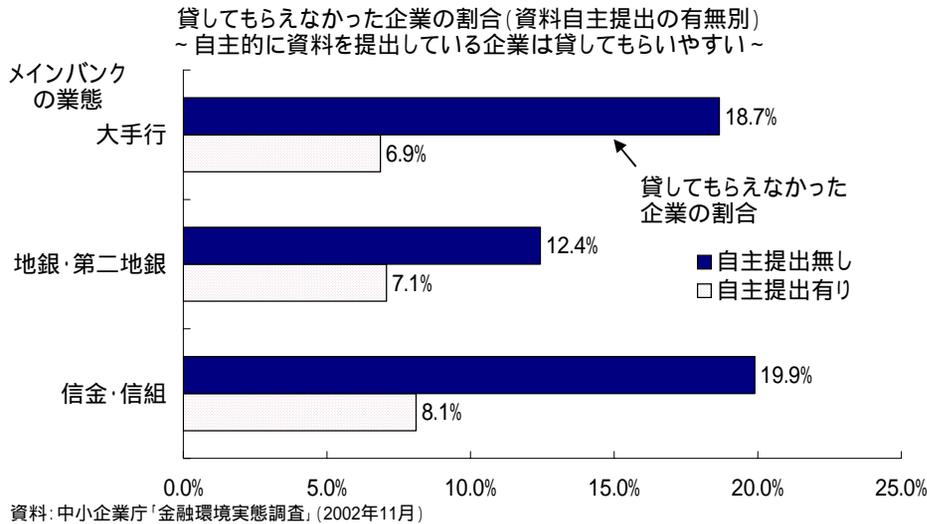


資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
(注) 1. 中小企業・大企業の定義は、中小企業基本法に従った。
2. 複数回答のため、合計は100を超える。

資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
(注) 1. 借入れ以外の取引豊富とは、左図の取引のうち7つ以上取引がある企業を豊富とした。

ディスクロズと貸し渋り

中小企業の多くは半年から1年に1回程度しか資料を提出しなく、資料も自主的に提出しない。しかしながら、資料を自ら提出している企業は、貸し渋りに遭うことも少なく、金利も低い。こうした資料の提出は「情報の非対称性」の緩和となり、円滑な借入れにつながると考えられる。

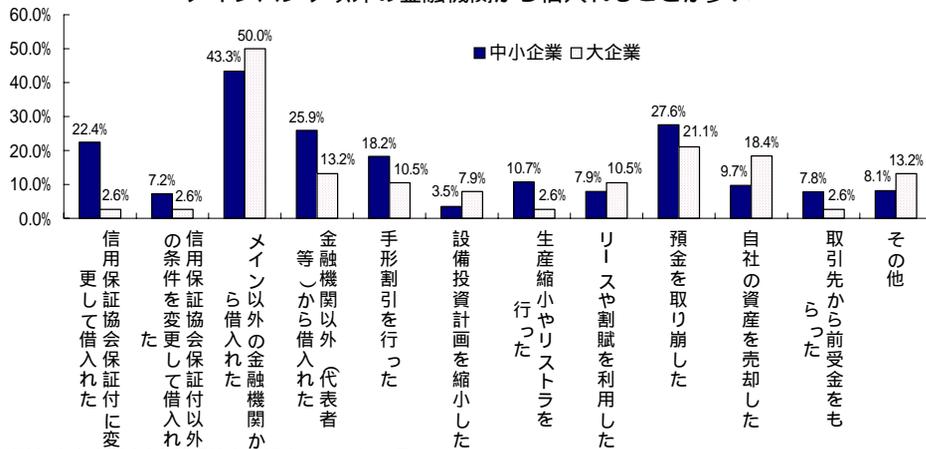


サブメインバンクの必要性

メインバンクから貸してもらえなかった後の対応で、最も多いのはメインバンク以外の金融機関から借入れることである。その際は、地銀・第二地銀や政府系金融機関がセーフティネット機能を果たしていると考えられる。

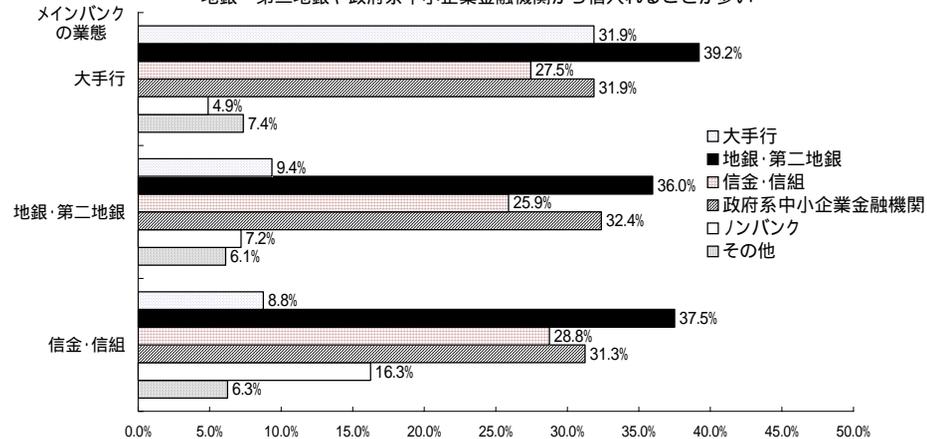
したがって、メインバンクから貸し渋りを受けた時のために、普段から、サブメインバンクを確立しておくことが重要である。

メインバンクから貸してもらえなかった後の対応
～メインバンク以外の金融機関から借入れることが多い～



資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
(注) 1. 中小企業・大企業の定義は、中小企業基本法に従った。
2. 複数回答のため、合計は100を超える。

メインバンクから貸してもらえなかった後の借入先
(メインバンクの業態別)
～地銀・第二地銀や政府系中小企業金融機関から借入れることが多い～



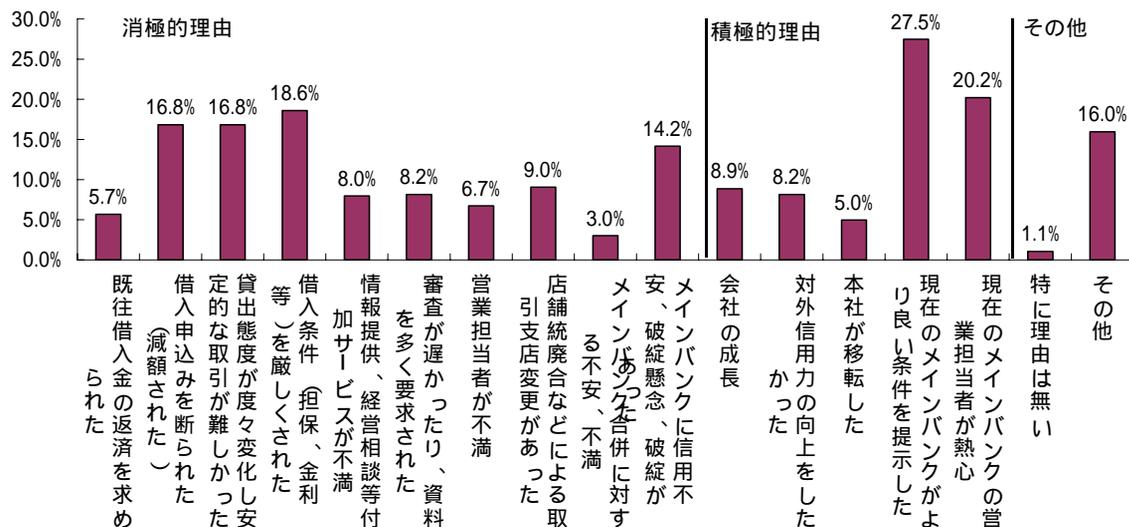
資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

メインバンクの変更

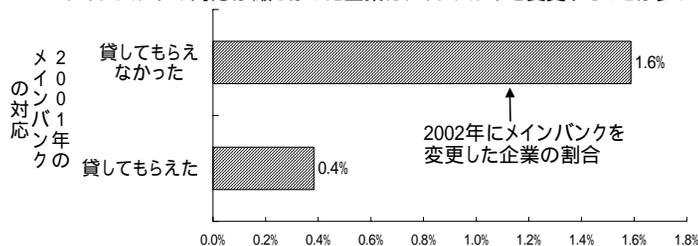
メインバンクを変更した理由は、積極的な理由も多い反面、消極的な理由も目立つ。

また、メインバンクからの貸し渋りに遭った企業は、メインバンクから貸し渋りを受けなかった企業よりも、メインバンクを変更することが多い。したがって、金融機関には、中小企業という将来有望な顧客を失うことがないように、長期継続的な「リレーションシップ」を重視することが望まれる。

メインバンクを変更した理由
～積極的理由と消極的理由両方ある変更理由～



メインバンクの対応とメインバンクを変更した企業の割合
～メインバンクの対応が厳しかった企業はメインバンクを変更することが多い～



資料: 中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年12月)・金融環境実態調査(2002年11月)
(注) 両者の差は統計的に十分意味のある差である。

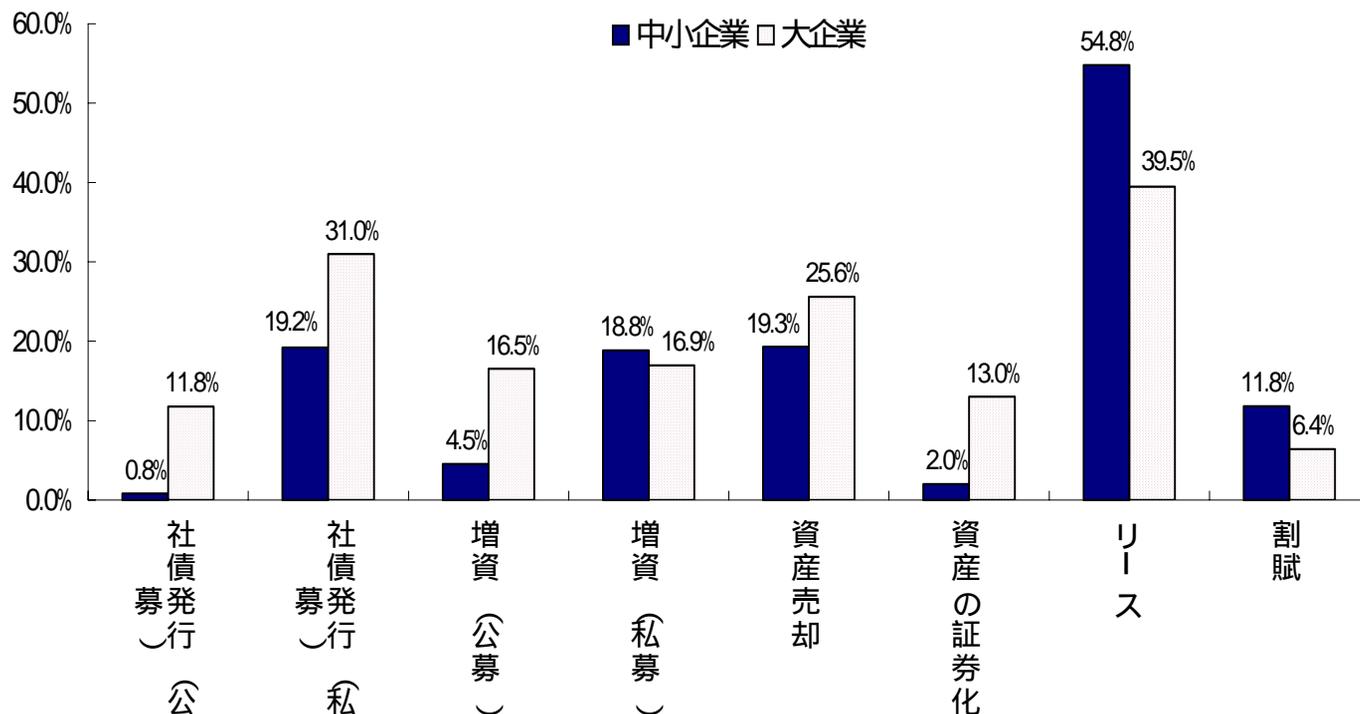
資料: 中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年12月)
(注) メインバンクを変更した企業とは、1989年1月以降にメインバンクを変更した経験がある企業を指す。

1. 直接金融

借入以外の資金調達

借入以外の資金調達方法について見てみると、中小企業においては、リースや私募債、増資（私募）による調達はある程度行われているものの、公募による資金調達はほとんど行われていないのが現状。

借入以外の資金調達
～中小企業においてはほとんど利用されていない公募による調達～



資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

(注) 1.1997年以降利用した銀行・その他の金融機関・ノンバンクなどからの借入以外の資金調達手段を指す。

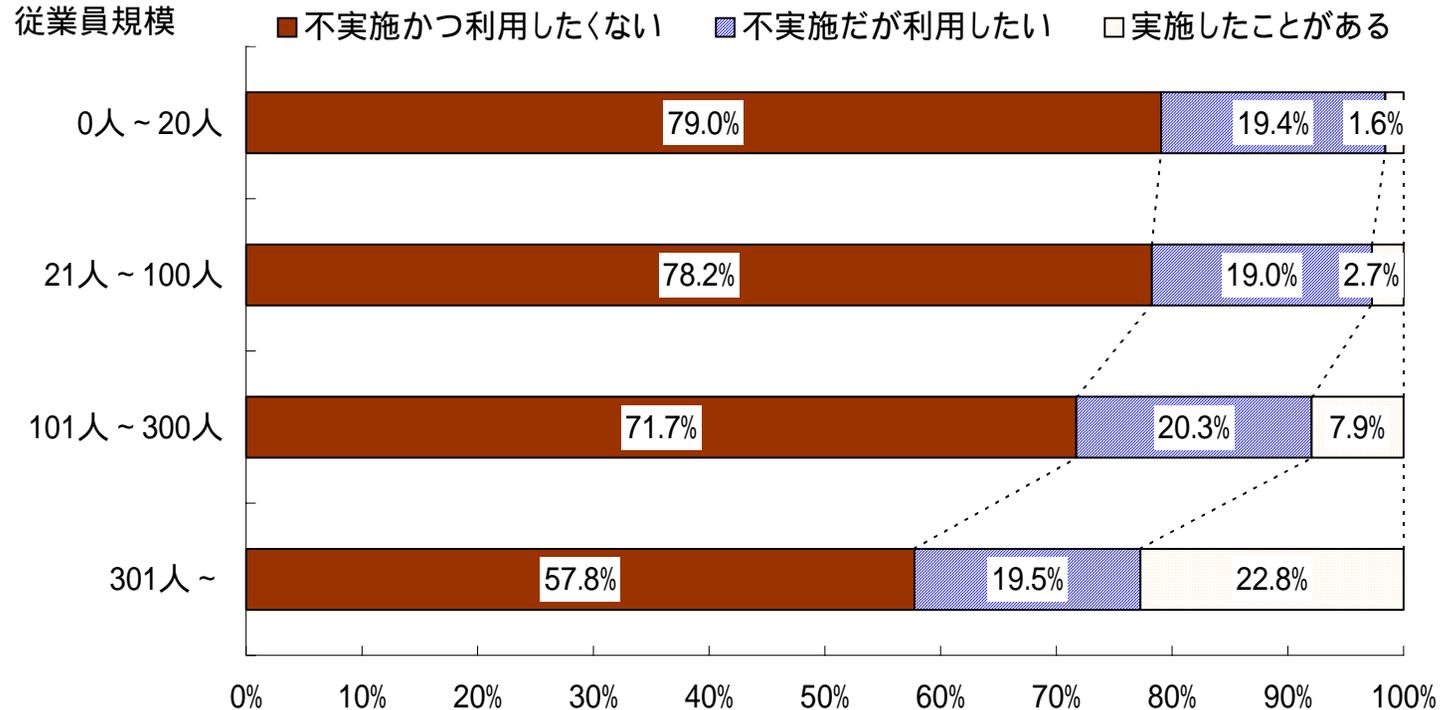
2.中小企業・大企業の定義は、中小企業基本法に従った。

3.複数回答のため、合計は100を超える。

直接金融の利用意思

直接金融の利用意思を見てみると、中小企業においては、今後も直接金融を利用したくないとする企業が多数を占めている。一方で、直接金融を行った経験は無いが今後利用したいという企業は2割程度存在する。

従業員規模別直接金融の実施状況及び利用意思
～規模が小さくなるほど直接金融を不実施かつ利用もしたくない企業の割合が多い～



資料：中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年12月)

(注) ここでいう直接金融の実施とは公募債や商業紙の発行、ベンチャーキャピタルからの出資、ベンチャーキャピタル以外からの出資、ベンチャー企業向け等株式市場からの調達を指すものとする。

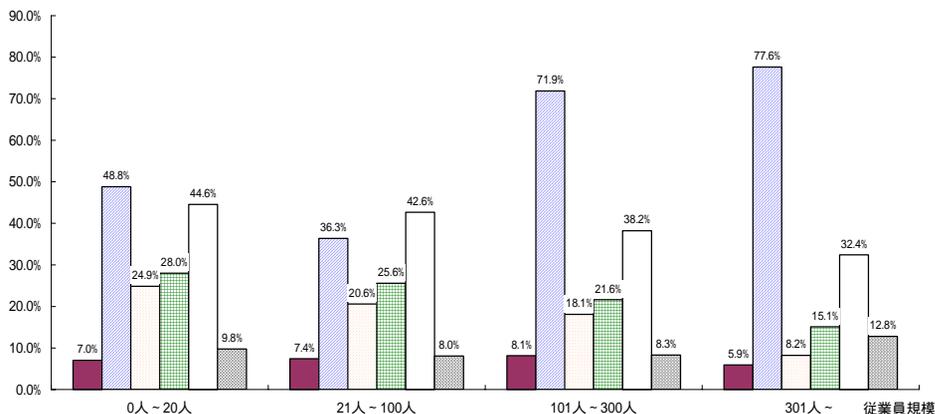
直接金融が普及しない理由

なぜ直接金融を利用したくないかを見てみると、「間接金融で資金調達は十分賄えている」という意見が多数を占める一方「同族会社を維持したい」「外部の人間に経営関与されたくない」とする理由も目立つ。

従業員規模別直接金融を利用したくない理由

～間接金融で資金調達は十分賄えているという理由が多い～

- ディスクロースをしたくない
- 間接金融で資金調達は十分賄えている
- 同族会社を維持したい
- 外部の人間に経営関与されたくない
- 既往金融機関との良好な関係を維持したい
- その他



資料：中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年12月)

(注) 1.ここでいう直接金融の実施とは公募債やコマースルペーパーの発行、ベンチャーキャピタルからの出資、ベンチャーキャピタル以外からの出資、ベンチャー企業向け等株市場からの調達を指すものとする。

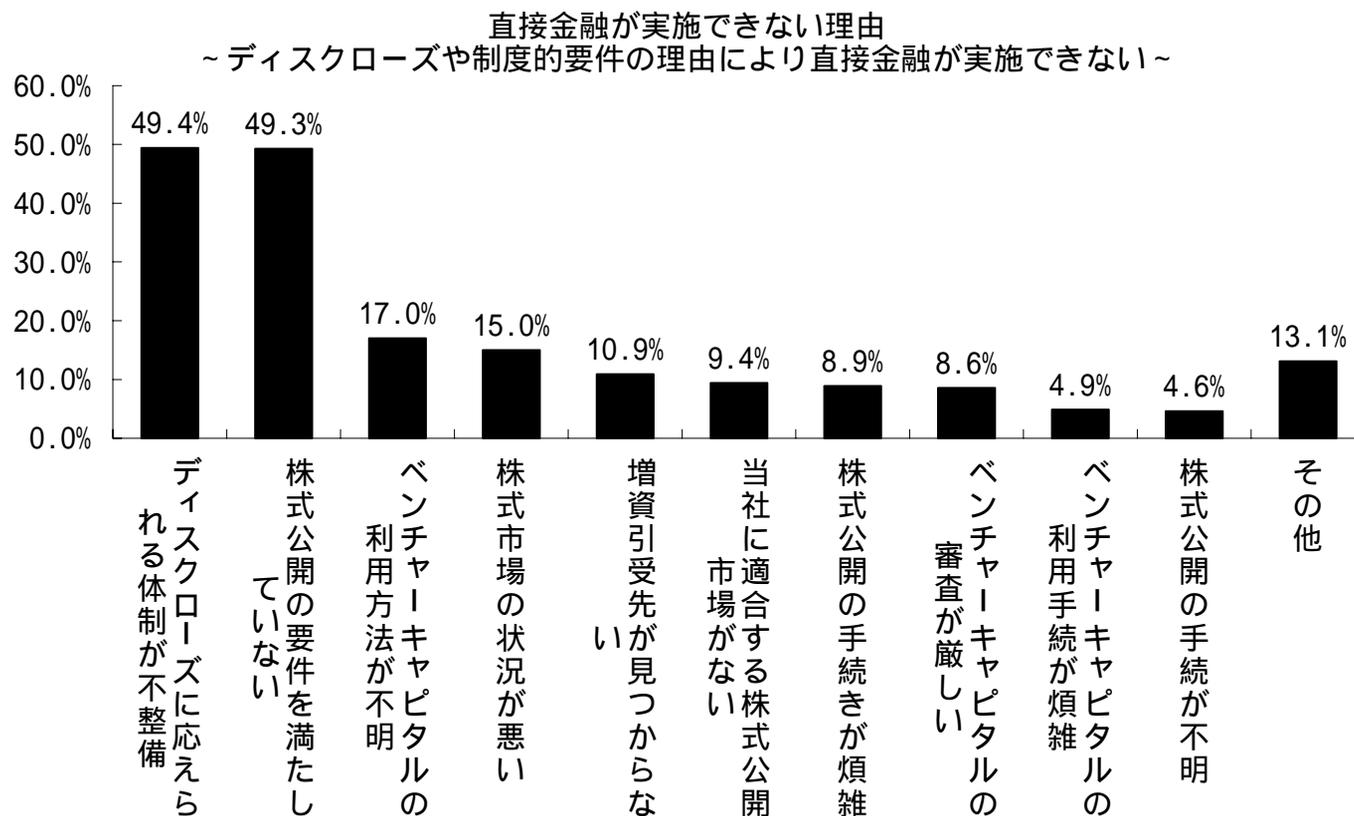
2.複数回答のため合計は100を超える。

公募型直接金融と間接金融の比較

	公募型直接金融 (株式、社債の公募)	間接金融 (金融機関からの借入れ)
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法律による制限あり ・株式会社のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約自由 ・企業形態問わず利用可能 ・担保・保証が必要
証券管理コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券発行に関するコストがかかる ・法で規定された手続きを経る必要があるため調達には時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のようなコストは不要
情報開示コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い投資家に情報開示する義務があるため、多くの経営資源を投入する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対して情報開示するのみでよい
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・上記二つの要素により、資金調達に多くの人や専門部署を必要とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接金融に比べ資金調達に関わる人員数は少なくて済む
金利・返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットが金利を決定 (・株式の場合、タックスシールドなし) (・株式の場合、配当は行わなくても良い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が金利を決定 ・タックスシールド有り ・約定どおりの利息支払いと元金返済が必ず伴う

直接金融が実施できない理由

直接金融が実施できない理由は「ディスクロージズに对应される体制が不整備」「株式公開の要件を満たしていない」という理由が多い。



資料：中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年12月)

(注) 1. 直接金融実施経験がなく利用したいが実際には行えない企業について集計。
2. 複数回答のため合計は100を超える

中小企業庁の自己資本充実政策

中小企業庁として、中小企業の自己資本を充実をさせるために以下の施策を行っている。

留保金課税の停止措置

有限責任組合制度

中小企業投資育成株式会社

留保金課税の停止措置

1. 現行の留保金課税の概要

間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主で、持株割合が50%以上となる会社）が内部留保した金額に対して、追加的に課税する制度。

2. 15年度改正の内容

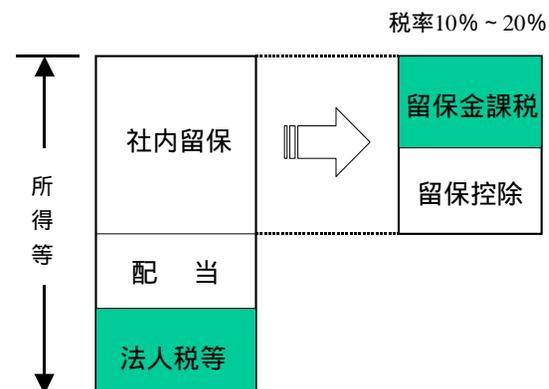
自己資本比率50%以下の中小法人（資本金1億円以下）について留保金課税を停止。

これにより、全中小法人の8割以上が課税停止の対象となる。

なお、現行の以下の特例については、平成15年度改正後も存続。

創業10年以内の中小企業及び新事業創出促進法認定企業については留保金課税を停止。

前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%超の中小企業については、留保金課税を停止。



中小企業庁の自己資本充実政策

有限責任組合制度

従来ベンチャーキャピタルは、民法上の組合である投資事業組合を活用して、投資家からの資金調達を行ってきたが、同組合については、

組合員たる投資家の第三者に対する有限責任が担保されていないこと、

組合員に対する組合活動に関する情報開示が不十分であること、といった制度的問題点があった。

かかる問題点を解決するべく、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を1998年に創設。2003年2月現在、同法に基づき、291組合が登記されている。

さらに、第155回臨時国会にて以下の改正を行った。

< 制度改正内容 >

投資対象の拡大：投資対象を、株式会社のみから有限会社企業組合にも拡大

投資形態の拡大：株式取得のみならず、中小企業の事業収益の分配を受けるための投資にも拡大

中小企業投資育成株式会社

(1) 会社概要

昭和38年、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社法に基づき、東京、大阪、名古屋に設立。その後、臨調行革審での検討の結果、昭和61年に民営化。株主は、地方公共団体と金融機関を中心とする民間会社。

(2) 事業内容

投資業務

主に投資前の資本金が3億円以下の株式会社の設立や増資時の新株、新株予約権、新株予約権付社債等の引受。

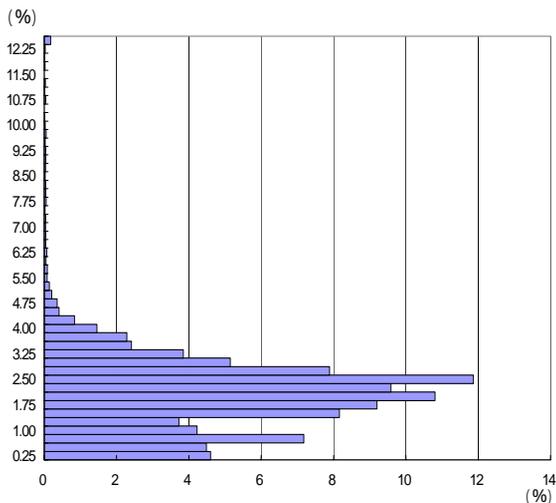
育成業務

投資先企業に対するコンサルティング、情報サービス

2. ミドルリスクミドルリターン市場 中小企業の金利分布状況

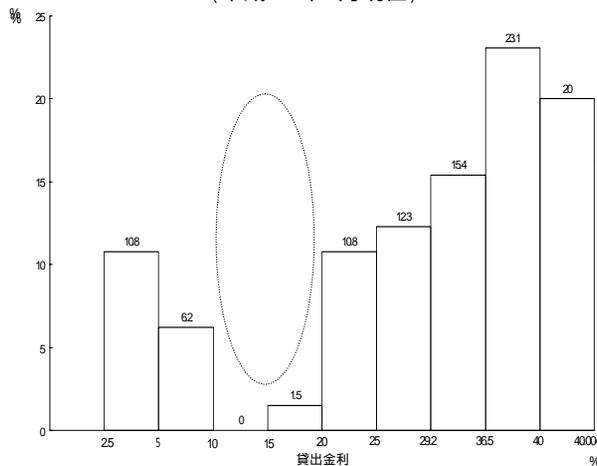
銀行の貸出金利はおおむね4%以下に集中している。その一方で、20%超の金利で貸出している商工ローンも存在し、いわゆるミドルリスク・ミドルリターンの分野は欠落している状態。

民間金融機関の貸出金利別の貸出残高割合



(出典) 日本銀行「金融経済統計月報」
2002年10月時点の日本銀行と取引のある国内銀行の銀行勘定の係数。大企業向けも含むもの。

商工ローンの貸出金利の分布状況
(平成10年3月現在)

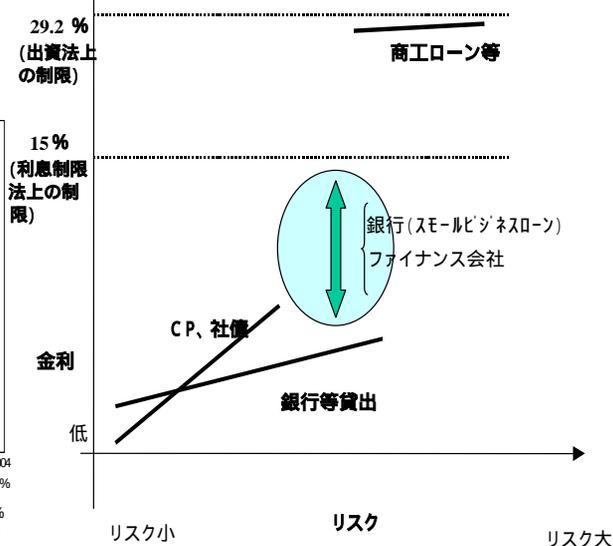


(注1) 平成12年6月1日より、貸金業規制法が改正され貸付上限金利が40.004%から29.2%に引き下げられたことから、平成12年9月末時点の平均貸付金利は27.7%となっている。

(注2) 平成9年3月末の商工ローンを含む事業者向貸金業者の貸付残高は、約34兆円と中小企業向け貸出の1割程度にとどまる。

(出典) 全国貸金業協会連合会「貸金業白書」(平成12年版)

新たな金融領域のイメージ

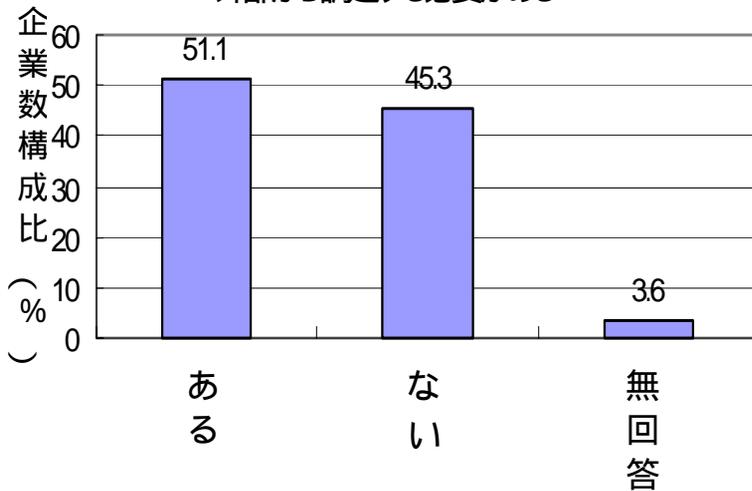


(出典) 経済産業省作成

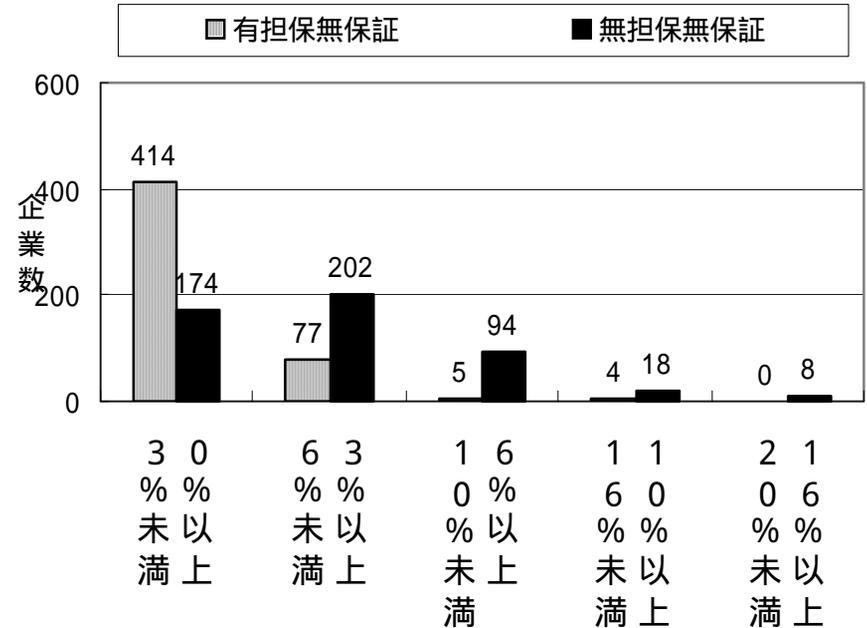
ミドルリスクミドルリターン市場についての中小企業側のニーズ

中小企業には財務のコアとなるような継続的な資金調達のニーズがあり、その手段としては通常の融資を希望している。また、金利に関しては、無担保・無保証の場合は3%以上6%未満を希望する企業が最も多い。

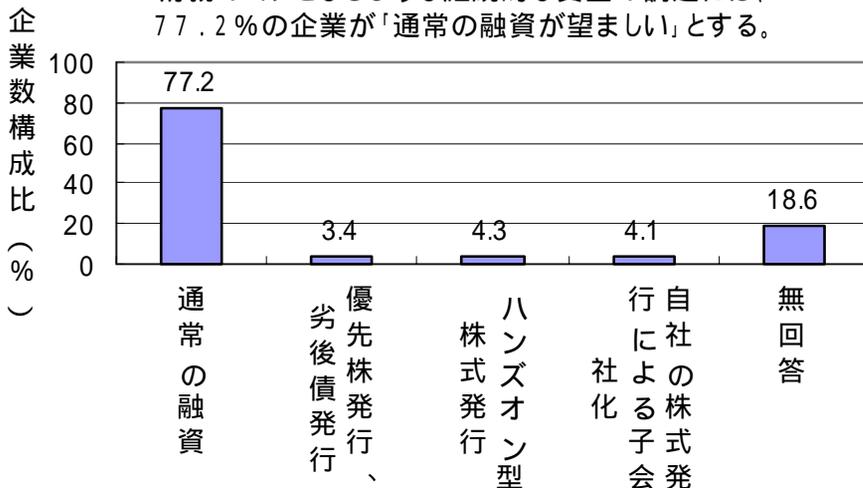
財務のコアとなるような継続的な資金調達ニーズ



無担保無保証の場合の金利許容度



財務のコアとなるような継続的な資金の調達には、77.2%の企業が「通常の融資が望ましい」とする。



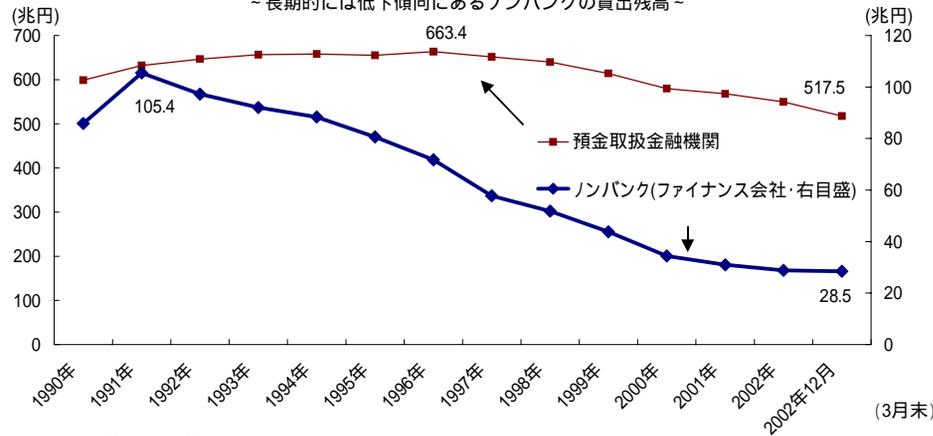
【財務のコアの定義】

自己資本や長期負債などのように事業のインフラを支える目的を持った資金を指す。事業のインフラを支える目的であれば、短期融資のロールオーバーも含む。

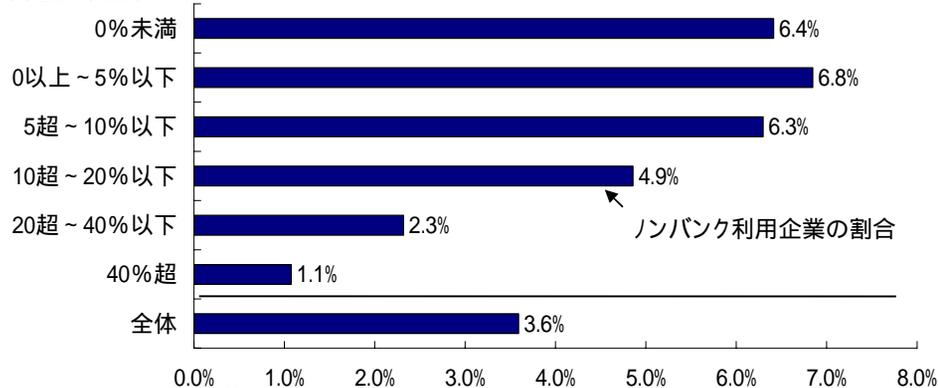
3. 中小企業金融におけるノンバンク 減少するノンバンクの貸出残高

ノンバンクの貸出残高は減少している。また、企業のアンケートにより、ノンバンクを利用している企業の特徴を分析してみると、自己資本比率の低い、財務不良な企業が多く利用していることが分かる。

ノンバンクの企業向け貸出残高の推移
～長期的には低下傾向にあるノンバンクの貸出残高～



ノンバンク利用企業の割合 (自己資本比率別)
～自己資本比率が高い企業はノンバンクを利用していない～



資料: 日本銀行「資金循環統計」

- (注) 1.ここでのノンバンク(ファイナンス会社)とは、預金・預金類似商品以外の方法で資金を調達し、貸出などに運用する機関で、具体的には、貸金業規制法の対象となる貸金業者、証券金融会社、整理回収機構を含む。
2.民間金融機関貸出における企業・政府等向けを利用した。
3.2002年12月末残高は速報値。

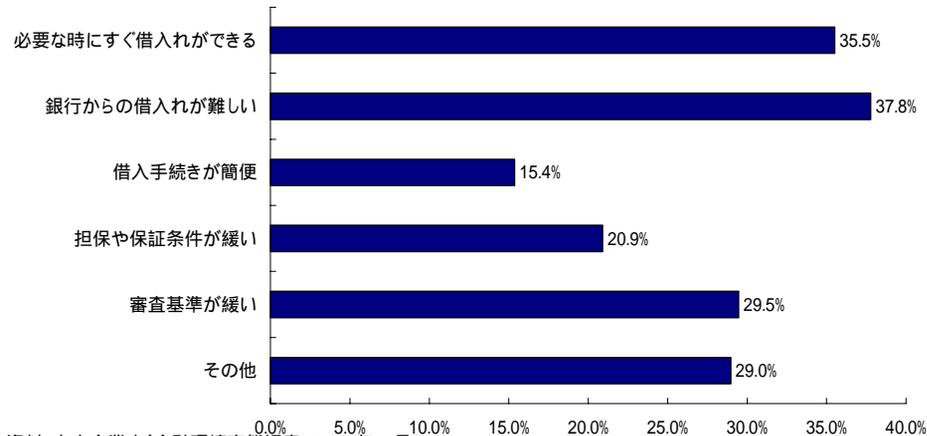
資料: 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)

- (注) 1.直近決算時点で、ノンバンクと取引がある企業をノンバンク利用有りとした。
2.ここでのノンバンクとは、クレジット会社や信販会社、リース会社、商工ローン等で、事業資金の貸出し業務を営む金融会社を指す。

ノンバンクを利用する理由・利用しない理由

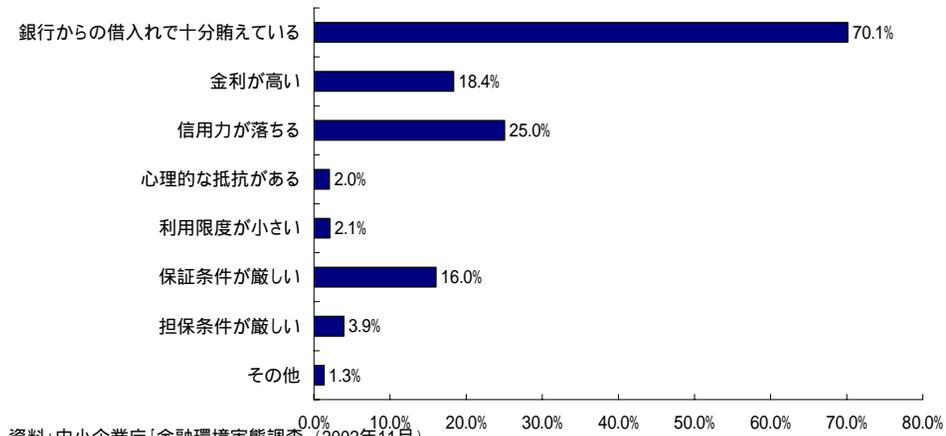
「銀行からの借入れが難しい」ことがノンバンクを利用している最大の理由。また、ノンバンクを利用しない最大の理由は「銀行からの借入れで十分賄えている」であるが、「信用力が落ちる」という理由も目立つ。

ノンバンクを利用している理由
～銀行からの借入れが難しいことが最大の理由～



資料：中小企業庁「金融環境実態調査」（2002年11月）
(注) 1.過去5年間の間にノンバンクを利用したことがある企業を対象とした。
2.複数回答のため、合計は100を超える。

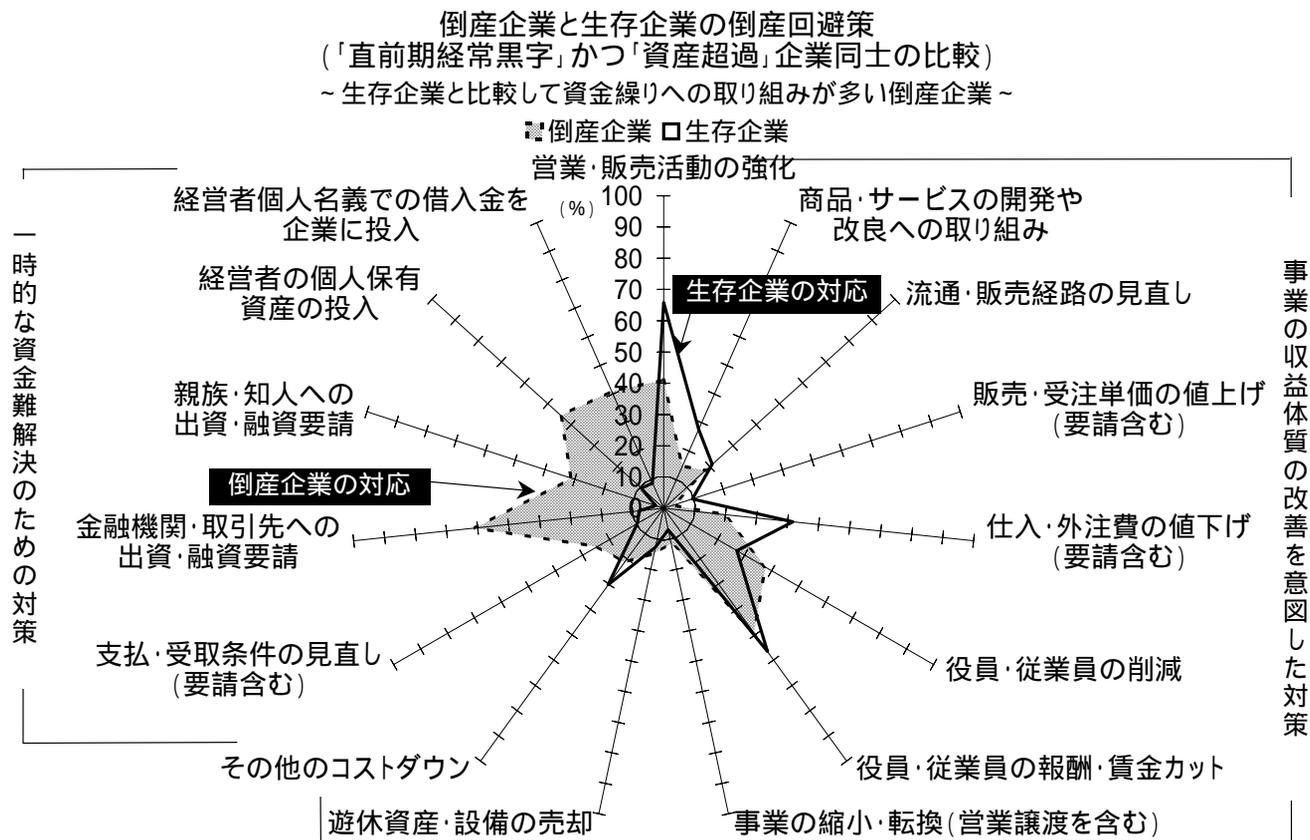
ノンバンクを利用していない理由
～銀行借入れで十分賄えていることが最大の理由～



資料：中小企業庁「金融環境実態調査」（2002年11月）
(注) 1.過去5年間の間にノンバンクを利用したことがない企業を対象とした。
2.複数回答のため、合計は100を超える。

4. 再生・再起における資金調達 倒産企業と生存企業の分かれ目

同じような財務状況にある企業においても、倒産に至る企業は一時的な資金難解決のための対策に走る傾向が強く、本来とられるべき事業収益体質の改善を意図した取組が疎かになりがちである。



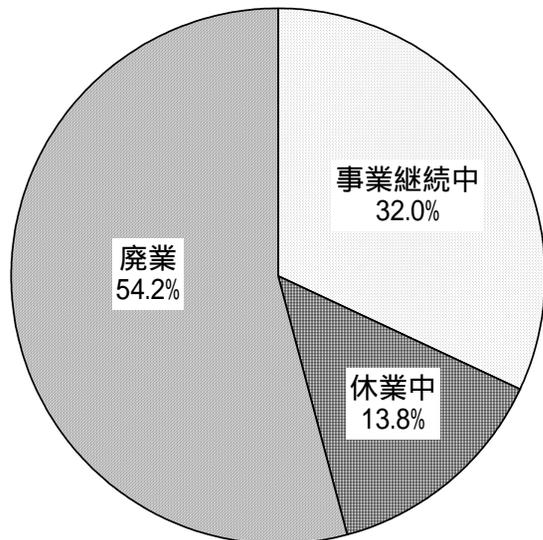
資料：(社)中小企業研究所「事業再挑戦に関する実態調査」(2002年)(社)中小企業研究所「経営上の困難克服に関する実態調査」(2002年)
(注)複数回答のため、合計は100を超える。

倒産後の資金調達

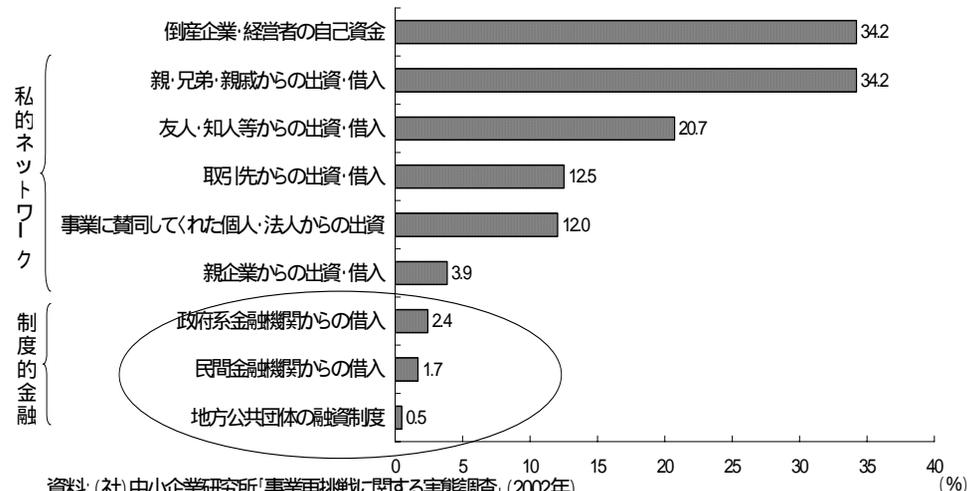
倒産企業の32%は事業を継続している。倒産後の事業継続のための資金は、親・兄弟や友人、知人などの私的ネットワークにしか頼れない状況。制度的な金融からの借入れは少ない。

倒産企業の事業継続状況

～ 倒産後も事業を継続している企業は多数存在～



倒産後の事業継続資金の調達方法 ～ 倒産後の事業継続は私的ネットワークに依存～



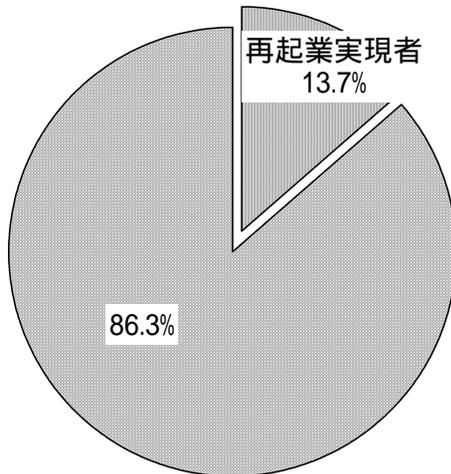
資料: (社) 中小企業研究所「事業再挑戦に関する実態調査」(2002年)

(注) 複数回答のため合計は100を超える

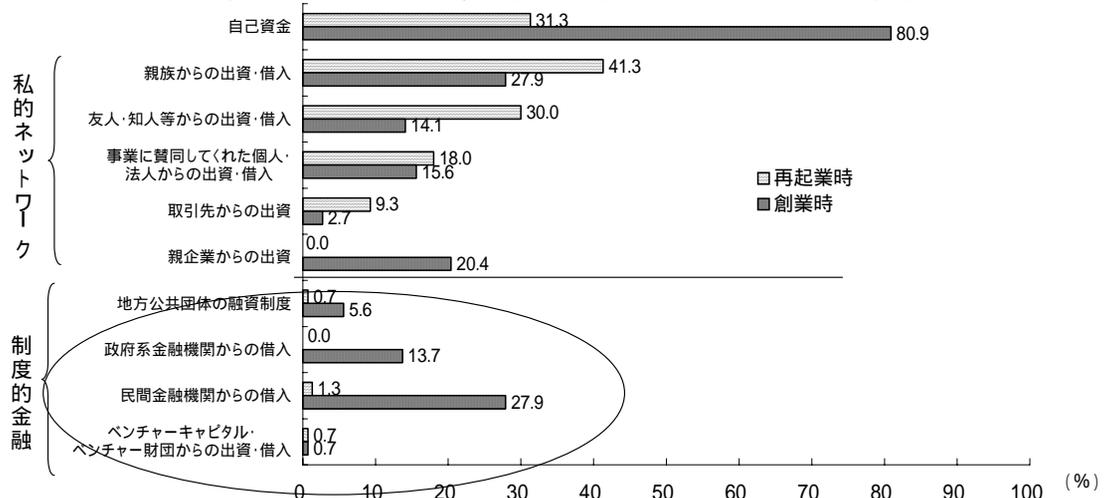
経営者が再起する際の資金調達

倒産企業経営者の約43%が破産を経験しているが、破産者のうち約14%が再起を実現している。倒産企業経営者の再起業の資金調達は、通常の創業時に比べても私的ネットワークに依存。この分野での制度的金融の充実が今後の課題。

破産者の再起業状況
 ~ 倒産企業経営者で個人破産をした者のうち全体の13.7%が再起業を実現している ~



創業時と再起業時の資金調達方法
 ~ 初めての創業に比べても、再起業時は私的ネットワークへの依存が強まる ~



資料：中小企業庁「創業環境に関する実態調査」(2001年12月) (社)中小企業研究所「事業再挑戦に関する実態調査」(2002年)
 (注)複数回答のため合計は100を超える。
 再起業時については、再起業を実現した倒産企業経営者を対象に集計。

資料：(社)中小企業研究所「事業再挑戦に関する実態調査」(2002年)
 (注)個人破産したと回答した倒産企業経営者を対象に集計。